



# 監督署からのお知らせ (2022年8月)

石巻労働基準監督署

令和4年8月18日

〈コロナ対策、特に若い世代のワクチン接種などにより、感染拡大を防ぎましょう!〉

## 《石巻署管内の労働災害発生状況》 令和3年の労働災害発生状況(全業種版、建設業版(new))

### 〈令和4年労働災害発生状況(令和4年7月末時点)〉

業種	令和3年確定値		令和3年1~7月		令和4年1~7月		3年と4年との比較		
	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	うち死亡
全業種	462	3	243	1	279	0	36	14.8%	-1
製造業	125	1	66	1	76	0	10	15.2%	-1
うち食料品製造業	79	1	44	1	44	0	0	0.0%	-1
うち水産食料品	68	1	37	1	38	0	1	2.7%	-1
建設業	79	0	46	0	21	0	-25	-54.3%	0
土木工事業	37	0	23	0	13	0	-10	-43.5%	0
建築工事業	33	0	18	0	4	0	-14	-77.8%	0
その他の建設業	9	0	5	0	4	0	-1	-20.0%	0
陸上貨物運送事業	28	2	18	0	20	0	2	11.1%	0
商業	69	0	40	0	23	0	-17	-42.5%	0
うち小売業	51	0	29	0	19	0	-10	-34.5%	0
保健衛生業	56	0	14	0	100	0	86	614.3%	0
うち社会福祉施設	31	0	10	0	54	0	44	440.0%	0
上記以外の業種	105	0	59	0	39	0	-20	-33.9%	0



令和3年労働災害発生状況(確定版)



令和3年労働災害発生状況(建設業)



労働災害統計  
※石巻署分も掲載

全国安全週間の取組、安全管理に係る緊急要請への対応などの成果が表れたと思われ、7月の労働災害が減少傾向になりつつあります。

休み明けなどには、労働災害(特に熱中症)の多発する傾向があります。また、新型コロナウイルス感染症防止のための万全な対策も必要です。

気を緩めずに適切な安全衛生対策を継続し、ゼロ災を目指しましょう。



SafeworkK 向上宣言

## 《健康は安全に安心して働くことの基本。9月は「職場の健康診断強化月間」です》

労働安全衛生法では、事業者に対し、働く方の雇入れ時やその後定期に一般健康診断を、また、特定の有害な作業・業務に従事する方への特殊健康診断を義務付けています。ほかにも、年1回、働く方のストレスチェックを義務付けています(50人未満は努力義務)。また、健康診断などを実施後、異常の所見が認められた場合、医師から意見を聴き、意見を踏まえた適切な事後措置が必要です。

9月は「職場の健康診断強化月間」です。健康診断と事後措置の計画的かつ確実な実施が働く方の健康を守り、企業の維持・成長につながることであります。

また、9月は同時に「全国労働衛生週間準備期間」ともなっています(本週間は10/1~10/7)。全国労働衛生週間実施要綱を参考に、健康診断の確実な実施などを中心とした労働衛生水準向上のための取組の充実・強化をお願いします。



全国労働衛生週間  
プレスリリース(本省)

## 《「トラック運転者の長時間労働改善のための特別相談センター」を開設!ぜひご利用を!!》



トラック運転者の労働時間は、長距離運転に加え、荷待ち時間などがあり、道路貨物運送業者による努力だけではなく、発着荷主の協力も必要な状況です。また、現在猶予中の時間外労働の上限規制は、令和6年4月から適用予定であり、長時間労働改善は待たなしです。

厚生労働省では、トラック運送事業者と発着荷主の皆さまに向けた特別相談センターを開設しました。

労働環境改善のため、ぜひご利用ください。



特別相談センター

電話: 0712-763-420 開設時間: 平日 9:00~17:00 休日: 土日祝、年末年始

## 《 来年4月から月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます 》

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業は50% (2010年4月から適用)  
中小企業は25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業、中小企業ともに50%  
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

>2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

中小企業においては、長時間労働を抑制することで、働く方が健康を保持し、ワークライフバランスが実現できることを目的として、来年4月から、月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が現在の25%以上から50%以上に引き上げられます(大企業は平成22年4月から施行済)。

また、労使協定を締結した場合、月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金のうち引上げ分(従来からの25%分を除く部分)を支払う代わりに、有給の代替休暇を付与することができます。

詳しくは、監督署又は宮城働き方改革推進支援センター(電話:0120-978-600)まで。



リーフレット  
「割増賃金率引上げ」

## 《 改正「育児・介護休業法」の3段階施行の2段階目が10月1日に施行されます 》

育児・介護休業法は、令和4年4月1日、10月1日、令和5年4月1日の3段階で改正内容が施行されます。10月1日は、「産後パパ育休(出生時育児休業)の創設」と「育児休業の分割取得」です。

「産後パパ育休(出生時育児休業)の創設」は、通常の育児休業とは別に、子の出生後8週間以内に4週間まで休業ができるもので、分割して2回取得することも可能です。

令和4年10月1日施行

### 3 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設 4 育児休業の分割取得

就業規則等を見直しましょう

	産後パパ育休(R4.10.1~) 育休とは別に取得可能	育児休業制度 (R4.10.1~)	育児休業制度 (現行)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで*1	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲*2で休業中に就業 することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の延長		育休開始日を柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に限定
1歳以降の再取得		特別な事情がある場合 に限り再取得可能*3	再取得不可

「育児休業の分割取得」は、これまで育児休業は原則分割不可とされているところ、分割して2回取得が可能となるとともに、1歳以降について、育児休業開始日の柔軟化、特別な事情の場合の再取得を可能とします。

いずれも就業規則の変更・届出が必要となります。

詳しくは、宮城労働局雇用環境・均等室(電話:022-299



-8834) 又は宮城働き方改革推進支援センター(電話:0120-978-600)までお問い合わせください。

育児・介護休業法  
改正リーフレット

発行: 石巻労働基準監督署 〒986-0832 石巻市泉町4-1-18 (ハローワーク石巻と同じ合同庁舎の2階です。)

- お問い合わせ先 労働条件など職場におけるトラブルは、0225-22-3366  
労働災害防止・健康確保等安全衛生は、0225-85-3483  
労災補償、労働保険の適用・保険料は、0225-85-3484

宮城労働局石巻署ページ 宮城労働局メール



- 気仙沼臨時窓口を設けており、こちらでもご利用いただけます(9:00~16:00)。

(気仙沼市古町3-3-8 気仙沼駅前プラザ2階(ハローワーク気仙沼と同じ建物) 電話:0226-25-6921)